

# 2027年版EDINETタクソノミの開発案について

---

2025年8月8日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

---

1. 中間論点整理の公表を受けたタクソノミ開発案
2. タクソノミ開発の概要
3. ライセンスの取扱い

# 1. 中間論点整理の公表を受けたタクソノミ開発案

はじめに

- 2024年2月19日に開催された第52回金融審議会総会・第40回金融分科会合同会合において、金融担当大臣から「サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うこと」との諮問がなされた。
- これを受け、金融審議会にサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という。）が設置され、2024年3月以降8回にわたり、有価証券報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した情報開示を求めることと、当該情報に対する第三者保証制度を導入することについて審議を重ねてきた。
- 2025年4月21日に開催された第6回WGにおいては、「EDINETタクソノミの開発方向性」について議論がなされ、2025年7月17日にはこれまでの議論の結果を踏まえた「中間論点整理」が公表された（[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について：金融庁](#)）。
- 開示とタクソノミ開発の方向性についての議論の状況は次のとおりである。

# 1. 中間論点整理の公表を受けたタクソノミ開発案

(1) タクソノミに関連する部分について中間論点整理より抜粋

## ①サステナビリティ情報の開示を巡る国際的な動向

- ❑ 国際会計基準財団（IFRS財団）が設置した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2023年6月に、サステナビリティ関連の情報開示に関する包括的なグローバル・ベースラインとして「全般的な開示要求事項（S 1基準）」（以下「S 1基準」という。）及び「気候関連開示（S 2基準）」（以下これらを総称して「ISSB基準」という。）を最終化した。南米、アジア・オセアニア等の各国において、ISSB基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれているところである。

## ②我が国におけるサステナビリティ開示基準

- ❑ 各国でサステナビリティ開示基準に基づく情報開示を制度化する動きがみられる中、当ワーキング・グループでは、我が国企業が開示するサステナビリティ情報について、国際的な比較可能性を確保することで国内外の投資家から評価を得られるものとし、かつ、企業と投資家との建設的な対話が促進され、中長期的な企業価値の向上につながるものとなるよう、金融商品取引法上の開示制度にサステナビリティ開示基準を導入し、同基準に基づく情報開示を求めることが適当と考えられる。また、グローバルに展開する企業にとっては、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が、各国における開示に係る実務負担の観点から望ましいとも考えられる。
- ❑ こうした観点を踏まえると、国際的なベースラインとなるISSB基準と機能的に同等な基準を有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準とすることが適当と考えられる。

(次ページへ続く)

# 1. 中間論点整理の公表を受けたタクソノミ開発案

- この点、我が国におけるサステナビリティ開示基準の設定主体として2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月に、「サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』」（以下「SSBJ適用基準」という。）、「サステナビリティ開示テーマ別基準第1号『一般開示基準』」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」（以下「SSBJ気候基準」という。）の三つの基準（以下これらを総称して「SSBJ基準」という。）を公表している。そして、SSBJ基準は、ISSBから、ISSB基準との機能的な整合性が確保されている旨の確認を受けているところである。

## ③EDINETタクソノミの開発の方向性

- タクソノミは、例年、金融庁により更新されているところであるが、当ワーキング・グループでは、SSBJ基準の適用を見据えた今後のタクソノミの開発の方向性について議論が行われ、IFRSサステナビリティ開示タクソノミを取り込むことをベースに開発しつつ、我が国独自の開示事項については金融庁独自のタクソノミを開発するという方向性が確認された。

## （2）中間論点整理を受けた開発案

- 以上を踏まえ、今後のタクソノミ開発については、サステナビリティ情報が国際的な比較可能性を強く求められていることや日本独自開示項目のタグ付けを可能にすること等を考慮し、ISSBタクソノミを取り込むことをベースに開発する（ISSB基準とSSBJ基準に共通する開示項目はISSBタクソノミの内容を取り込み、日本独自開示項目は金融庁独自のタグ付け項目を追加する）方向とする。ただし、提出者負担や予算等を考慮し、ISSBタクソノミのうちEDINETでの提出のために取り込むタグ付け項目は、優先度が高いと考えられるものから開発する方向とする。

## 2. タクソノミ開発の概要

- 中間論点整理を受け、ISSBタクソノミを取り込むことをベースに開発する方向となった。具体的には、「②-1EDINETタクソノミにISSBタクソノミを取り込むインポート方式(間接併用方式)」を採用する方向としたい。当該方法は、日本独自の要素の開発及びISSBタクソノミを取込み2つのタクソノミを利用する際に有効となるものである。

開発案	ID /namespace	国際比較可能性	スキーマファイル数	日本の独自性	提出者負担
①金融庁独自のEDINETタクソノミを開発	EDINETで定義したID	・国際比較のために、利用者は一定の変換作業が必要	一つ	・日本独自の要素の開発が可能	・自由に設定可能
②-1 EDINETタクソノミにISSBタクソノミを取り込むインポート方式(間接併用方式)	ISSBで定義したID	・国際比較が容易に可能	一つ	・日本独自の要素の開発が可能 (該当部分は日本のID) ・EDINET側で表示リンクなどの用意が可能	・従前のEDINETタクソノミと比較し詳細に設定されている。取込後に要素を絞ることが可能。
②-2 EDINETタクソノミでISSBタクソノミをそのまま使う方式(直接併用方式)			二つ (EDINETタクソノミとISSBタクソノミを並列で使用)	・独自開発は不可能ではないものの、別立てで目次要素を設定する必要がある。 ・EDINET側での表示リンクなどの用意はなし。	・従前のEDINETタクソノミと比較し詳細に設定されている

## 2. タクソノミ開発の概要

(開発案の方向性)

サステナビリティ開示に関するタクソノミ開発案の方向性は、以下のとおり。

- ISSBタクソノミを取り込むに際し、取込対象にはISSB基準部分（S1及びS2）と産業別ガイダンス部分から構成されるところ基準部分を取り込む（インポートする）ものとする。

種類	取込 (インポート) 対象
ISSB基準（S1、S2）	○
産業別ガイダンス	—

- ISSBタクソノミの基準部分を取込み後、開発予算との兼ね合いから、スキーマファイルにセットする要素は優先度の高いものとする。
- スキーマファイルにセットをしなかった要素について、特段、禁止処理（利用できない設定とすること）はしない。
- 語彙層はISSBタクソノミの定義のままとし、開示に使用する要素については、冗長ラベル、参照リンクを日本独自のものを追加で用意する。
- 関係層はISSBタクソノミの定義を拡張し、開示に使用する要素については、日本独自の表示リンクを作成する。

(次のページへ続く)

## 2. タクソノミ開発の概要

(開発案の方向性)

- 【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載される開示については、新たに名前空間プレフィックスを用意する。
- SSBJ基準適用企業とSSBJ基準非適用企業の開示の比較可能性を確保できるように、両者では可能な限り共通のタクソノミ要素を使用する。SSBJ基準適用企業とSSBJ基準非適用企業の開示とタクソノミの関係のイメージは、以下のとおり。

サステナビリティ情報	有価証券報告書上の記載箇所	採用するサステナビリティ開示基準	主な対象企業（想定）	適用タクソノミ
	第一部【企業情報】 第2【事業の状況】 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	SSBJ基準適用	プライム市場上場企業（段階的に拡大）	上記以外の上場企業 非上場企業
	SSBJ基準非適用（開示府令上の要求事項に従う）			

(注1) スキーマファイルにセットする要素については、今後、関係者の意見を確認したうえで、限られた予算の中で開発できる内容にする予定である。例えば、当初は、ISSB基準の要素のうち一部のみとし、将来のニーズ等を踏まえてその後に追加を検討することなどが考えられる。

(注2) SSBJ基準非適用企業は、SSBJ基準適用企業と共通のタクソノミを使用することになるものの、実際にタグ付けが必要な項目は実際の開示内容（開示府令上の要求事項）に限定されるため、SSBJ基準適用企業に求められる開示項目全てへのタグ付けは義務付けられない。

### 3. ライセンスの取扱い

#### EDINETにおける著作権の取扱い

- 現状のEDINETタクソノミの知的所有権については、こちら ([EDINETタクソノミの知的所有権について \(「本文書」\) : 金融庁](#)) を参照のこと。
- 今後導入するISSBタクソノミの知的所有権については、金融庁に帰属しないため、この限りではないため留意が必要。ISSBタクソノミの取扱いについては、IFRS財団の取決めに従うものとする。

(参考)

ISSBタクソノミ公表資料より抜粋

© 2024 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited to personal non-commercial use, such as corporate disclosure.

Any other use, such as – but not limited to – reporting software, investment analysis, data services and product development is not permitted without written consent. Please contact the Foundation for further details at [sustainability\\_licensing@ifrs.org](mailto:sustainability_licensing@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org).

(仮訳)

無断転載禁止。複製および使用の権利は、企業開示などの個人的な非商業的使用に厳密に制限されます。

報告ソフトウェア、投資分析、データサービスおよび製品開発など(ただしこれらに限定されない)のその他の使用は、書面による同意なしには許可されません。詳細については、[sustainability\\_licensing@ifrs.org](mailto:sustainability_licensing@ifrs.org)で財団にお問い合わせください。

ISSB出版物のコピーは、[publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org)に電子メールで送付することにより、同財団に注文することができます。